

茨城県企業局が発注する建設工事における情報共有システム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組の一環として、茨城県企業局が発注する建設工事（営繕工事を除く）において情報共有システムを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

ICT(情報通信技術)を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本局ではASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)方式(※1)によるものとする。

※1 「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任(監理)技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主に指す。なお、検査員や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(4) 工事帳票

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 茨城県企業局が発注する建設工事（営繕工事を除く）は、原則として対象とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれない場合には対象としないことができるものとする。

2 前項の規定に基づき発注する工事は、特記仕様書にその旨を明示する。

3 この要領の適用日時点で発注済み（契約済みを含む）の案件についても、受発注者協議により対象工事とすることができるものとする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 使用する情報共有システムは、国土交通省の「情報共有システム提供者における機能要件」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、国土交通省ホームページに公表されている「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2)

を参考に受発注者協議により決定する。

なお、茨城県企業局では、令和4年11月1日から令和7年3月31日までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を(株)現場サポートとしている。ただし、国土交通省の「情報共有システム提供者における機能要件」を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。

2 受発注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

※2 国土交通省HP情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表
(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。別紙1の取り扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

なお、茨城県企業局様式が定められている工事帳票がシステムで作成できない場合は、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことができるものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から次の項目の管理を徹底しなければならない。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウイルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は、電子データでの工事完成(中間)検査の受検を基本とする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品する。なお、紙媒体での納品は原則として行わないこと。

(情報共有システム利用に係わる経費)

第10条 情報共有システムの利用に係わる経費(登録料及び使用料)は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。(積算基準及び標準歩掛参照)

(その他)

第 11 条 この要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

要領第3条1項の規定により発注する工事

(情報共有システム対象工事)

第〇〇条 この工事は、茨城県企業局が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（令和5年4月茨城県企業局）（以下「要領」という。）第3条第1項の規定に基づく情報共有システムの対象工事である。

2 実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県企業局のホームページから入手できる。

(~~~~掲載アドレス記載~~~~)

3 活用する情報共有システムは、国土交通省の「情報共有システム提供者における機能要件」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。なお、茨城県企業局では、令和4年11月1日から令和7年3月31日までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を（株）現場サポートとしている。（推奨事業者が提供する情報共有システム：「現場クラウド」）ただし、国土交通省の「情報共有システム提供者における機能要件」を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。

4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

5 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。